

**東京都では、令和8年5月頃より
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度において
PMHの実施を開始いたします。**

(具体的な開始時期は、医療機関・薬局によって異なります。)

【1】 PMHとは

PMH(Public Medical Hub)とは、国がマイナンバーカードを活用したデジタル化の取り組みを推進するために開発した自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システムです。

【2】 PMHの実施により可能になること

マイナ保険証を利用する方が、PMHに接続している契約医療機関・薬局等を受診する際にマイナンバーカード1枚で医療券としても利用できるようになります。(医療券の提示は不要になりますが、自己負担上限額管理票の提示は引き続き必要になります。)

※PMHに接続している医療機関・薬局は以下のホームページにてご確認ください。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shisaku/pmhmap>



【3】 利用方法 及び 利用にあたっての注意事項

裏面「受診時において紙の医療券の提示を省略する方法」をご参照ください。

【4】 マイナ保険証による医療券の情報提供を希望しない場合

受診時にマイナンバーカード読み取り機にて、「以下の医療費助成受給者証があります。情報を提供しますか」の画面で【提供しない】を選択すれば、医療券の情報は医療機関・薬局に提供されません。

ただし、この場合、医療費助成を利用するためには、紙の医療券及び自己負担上限額管理票の提示が必要になります。

(※医療費助成を利用しない受診時において、医療機関・薬局へ医療券の情報提供を希望されない場合には【提供しない】を選択してください。)

《お問い合わせ先》

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当
03-5320-4004 (コールセンター)
9時~17時30分(土日祝日・年末年始を除く。)

【受診時において紙の医療券の提示を省略する方法】

(1) 利用方法

- ① マイナンバーカードの健康保険証の利用登録(マイナ保険証)

- ② 医療機関・薬局のマイナンバーカード読み取り機にて、「以下の医療費助成受給者証があります。情報を提供しますか。」の画面で【提供する】を選択

画面イメージ

以下の医療費助成受給者証があります。情報を提供しますか。

〇〇医療費受給者証

提供する

提供しない

※お持ちの医療券の数やマイナンバーカード読み取り機の種類等によって表示画面が異なる場合があります。

(2) 利用にあたっての注意

- ① 紙の医療券を省略するためには、マイナ保険証が必要です。
- ② すべての医療機関・薬局で利用できるわけではありません。PMHの対応ができるようになるためには、医療機関・薬局でシステム改修が必要となります。PMHの対応の可否については、事前に受診される医療機関・薬局にご確認ください。
- ③ 紙の医療券の交付は、引き続き行いますので、従来どおり、紙の医療券を提示して受診することもできます。
- ④ 自己負担上限額管理票は引き続き毎回提示が必要です。